

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年 8 月 9 日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社可成屋
【届出者の住所又は所在地】	東京都中央区月島三丁目26番11号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03-5220-1800（代表）
【事務連絡者氏名】	弁護士 邊 英基
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社可成屋 （東京都中央区月島三丁目26番11号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

（注 1） 本書中の「公開買付者」とは、株式会社可成屋をいいます。

（注 2） 本書中の「対象者」とは、株式会社石井鐵工所をいいます。

（注 3） 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

（注 4） 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

（注 5） 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

（注 6） 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

（注 7） 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

（注 8） 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

（注 9） 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

（注10） 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社石井鐵工所

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じて株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を取得及び所有すること等を主たる目的として、対象者の代表取締役社長である石井宏明氏（以下「石井氏」といいます。）により、2024年4月11日に設立された株式会社であり、本書提出日現在、石井氏が公開買付者の発行済株式の全てを所有し、公開買付者の代表取締役社長を務めております。また、2024年8月6日現在の公開買付者の代表取締役社長は佐竹祥介氏であるところ、2024年8月7日付で佐竹祥介氏が代表取締役社長の地位を辞任し、石井氏が公開買付者の代表取締役社長に就任しております。なお、本書提出日現在、公開買付者は、対象者株式を所有しておりませんが、石井氏は対象者株式21,037株（注1）（所有割合（注2）：0.60%）を所有しております。

（注1） 対象者は、譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役等に対し譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）を割り当てているところ、石井氏所有株式21,037株（所有割合：0.60%）には、石井氏が所有する本譲渡制限付株式9,701株（所有割合：0.28%）が含まれております。また、石井氏は、本書提出日現在、対象者の役員持株会を通じた持分に相当する対象者株式113株（小数点以下切捨て）（所有割合：0.00%）を間接的に所有しておりますが、かかる対象者株式は、石井氏所有株式21,037株（所有割合：0.60%）には含まれておりません。以下、石井氏の所有株式数について同じです。

（注2） 「所有割合」とは、対象者が2024年8月8日に公表した「2025年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者第1四半期決算短信」といいます。）に記載された2024年6月30日現在の対象者の発行済株式総数（3,784,000株）から、対象者から報告を受けた2024年8月8日現在の対象者が所有する自己株式数（304,884株）を控除した株式数（3,479,116株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。以下同じです。

今般、公開買付者は、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者株式を非公開化するための一連の取引（本スクイーズアウト手続（以下に定義します。）を含み、以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注3）に該当し、石井氏は、本取引後も継続して対象者の代表取締役社長として経営にあたることを予定しております。

（注3） 「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、対象者の第8位株主（2024年3月31日時点）であり、対象者の名誉会長である石井宏治氏（所有株式：129,082株、所有割合3.71%）が所有する対象者株式の全て及び石井氏（所有株式：21,037株、所有割合0.60%）が所有する本譲渡制限付株式を除く（注4）対象者株式11,336株（応募予定の所有株式数の合計：140,418株、所有割合：4.04%、以下「応募予定株式」といいます。）について、本公開買付けに応募する旨の契約を口頭で締結（以下「本応募契約」といいます。）しております。

（注4） 石井氏所有の本譲渡制限付株式9,701株（所有割合：0.28%）については、譲渡制限が付されており本公開買付けに応募できないことから、本応募契約の対象としておりません。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を2,319,400株（所有割合：66.67%）に設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（2,319,400株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方で、本公開買付けは対象者株式を非公開化することを目的としておりますので、本公開買付けにおいて買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,319,400株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限（2,319,400株）は、対象者第1四半期決算短信に記載された2024年6月30日現在の対象者の発行済株式総数（3,784,000株）から、対象者から報告を受けた2024年8月8日現在の対象者が所有する自

己株式数（304,884株）を控除した株式数（3,479,116株）に係る議決権の数（34,791個）に3分の2を乗じた数（23,194個、小数点以下を切上げ）に、対象者の単元株式数である100株を乗じた数としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、対象者に対し、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続（以下「本スクイズアウト手続」といいます。）の実施を要請する予定であるところ、本スクイズアウト手続として株式併合を実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が必要とされていることから、本スクイズアウト手続の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け成立後に公開買付者が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。また、当該株式数は、公開買付者と重要な利害関係を有さない対象者の株主が所有する対象者株式の数に係る議決権の数の過半数に相当する株式数（注5）、すなわち、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）を上回る株式数となります。

（注5） 本応募契約を締結している石井宏治氏及び石井氏を公開買付者と重要な利害関係を有する株主とすると、公開買付者と重要な利害関係を有さない株主の所有株式数（対象者第1四半期決算短信に記載された2024年6月30日現在の対象者の発行済株式総数（3,784,000株）から、対象者から報告を受けた2024年8月8日現在の対象者が所有する自己株式数（304,884株）を控除した株式数（3,479,116株から、応募予定株式140,418株を控除した数（3,338,698株））に係る議決権の数（33,386個）の過半数（16,694個）に相当する株式数は1,669,400株であるところ、買付予定数の下限2,319,400株から応募予定株式（140,418株）を控除した株式数は2,178,982株であり、1,669,400株を上回っています。

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの本公開買付けにより対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者のみとするため、対象者に対し、本スクイズアウト手続の実施を要請する予定です。

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）から合計14,914,000千円を上限とした借入れ（以下「本買収ローン」といいます。）を受けると共に、石井宏治氏から合計16,499,000千円を限度とする出資（以下「本出資」といいます。）を受けるとを予定しており、かかる資金をもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定です。なお、本買収ローンに係る融資条件及び本出資に関わる出資条件の詳細は、三井住友銀行、石井宏治氏と別途協議の上、本買収ローンに係る融資契約及び本出資に関わる出資契約において定めることとされておりますが、本買収ローンに係る融資契約では、公開買付者が本取引により取得する対象者株式が担保に供されるほか、本スクイズアウト手続を通じて対象者の株主が公開買付者のみとなった後は、本買収ローンに関して、対象者を公開買付者の連帯保証人とし、かつ、対象者の一定の資産等が担保に供される予定です。

なお、対象者が2024年8月8日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明すると共に、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

上記対象者における本公開買付けに対する意見及び意思決定の過程については、対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

対象者は、1900年3月、創業者である石井太吉が東京月島に鉄工所を創業し、ボイラー、水力発電用水圧鉄管、各種水門、鉄塔、鉄槽等の製作を開始したのに始まり、その後わが国産業の振興と相まって1919年11月、資本金100万円の株式会社に改組したとのこと。その後、対象者は、1949年5月に東京証券取引所市場第一部に株式を上場し、1961年12月に株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）市場第一部に上場したとのこと。その後、2003年5月に大阪証券取引所の上場廃止を経て、現在は2022年4月に行われた東京証券取引所の市場区分見直しに伴い東京証券取引所スタンダード市場に移行したとのこと。

本書提出日現在、対象者のグループは、対象者、子会社2社、関連会社1社（以下、総称して「対象者グループ」といいます。）で構成されており、鉄構事業と不動産事業を主たる事業としているとのこと。

対象者の事業内容は、以下のとおりとのことです。

(a) 鉄構事業

1900年の創業以来、対象者は、石油精製事業者、都市ガス事業者、石油化学事業者、電力事業者など基幹産業のお客様に不可欠なタンク・プラント設備を世界中に提供しており、対象者の技術とノウハウは世界40ヵ国以上で高く評価されてきたものと考えているとのことです。具体的な事業内容として、油槽やその他の貯槽、化学工業用諸機械装置、鉄骨及び各種プール等の鉄鋼構造物の設計から、製作、据付、試運転に至るまでの一貫したエンジニアリングを行っているとのことです。限られたコストと時間的制約の中で、要求される法規や基準を遵守しながらお客様にご満足いただける品質を維持しており、これからも、これらの技術とノウハウを基に安全で信頼性の高い設備を世界中に提供し、お客様の事業活動を支え続けるとのことです。

(b) 不動産事業

1988年に不動産の賃貸事業を開始して以来、対象者は、社会のニーズの変遷に応える不動産開発と運用を行い、社有地の立地条件を活かした付加価値の高い不動産をお客様や社会に提供してきたとのことです。具体的な事業内容として、介護付き有料老人ホームや賃貸マンション、物流施設、外食産業及び飲食店向総合支援プラットフォーム、認可保育所等への不動産の賃貸を行っております。近年は太陽光発電事業にも参入し、売電事業も手掛けているとのことです。

また、対象者は、「社会のニーズに応える技術と誠実な『ものづくり』により企業価値を高め、社業を通じて社会に貢献する」という経営理念の下、創業以来発展を続け、タンク・プラントメーカーとして、日本のみならず、世界でも確固たる地位を築いてきたと考えているとのことです。

しかし、対象者の代表取締役社長である石井氏は、対象者の鉄構事業の一角であるタンク事業については製品のコモディティ化が進み、価格競争に苛まれる中、なかなか差別化戦略を打ち出せずにおり、持続的成長を示せていないことが実状であると考えておりました。

公開買付者の設立者かつ対象者の代表取締役社長である石井氏は、このような状況下において、対象者の鉄構事業について、カーボンニュートラル（注１）の実現に向けた新エネルギー（注２）市場の拡大に伴う技術力強化、プラント設備の老朽化及びエンジニアの減少への対応、自然災害に対して強靱なエネルギーインフラの整備等を実施することは、大きなビジネスチャンスであると同時に、こうした課題への対応が対象者の企業価値向上に繋がると認識しておりました。

石井氏は、対象者グループの課題解決に向けて2021年5月14日に対象者により公表された、2021年度（2021年4月1日～2022年3月31日）を初年度とし、2023年度（2023年4月1日～2024年3月31日）を最終年度とした中期経営計画に記載されている取組みを実施し、また、2024年度（2024年4月1日～2025年3月31日）を初年度とし、2026年度（2026年4月1日～2027年3月31日）を最終年度とした新しい中期経営計画（2024年5月9日に公表）の策定に向けた検討を進める中で、上記課題を解決するためには、相応の時間と先行投資を要し、短期的には対象者の既存株主の皆様への期待に沿えなくなる可能性があるかと認識しておりました。特に、新エネルギー市場は成長領域ではあるものの、新エネルギーの生産及び需要の時期並びに規模は現状不透明である中で、人的・経済的リソースの継続的な投下が、対象者の更なる成長を実現するためには必要と認識しておりました。

（注１） カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることです。

（注２） 新エネルギーとは、「非化石エネルギーのうち、技術的には実用段階であるが経済的な理由から普及が十分に進んでおらず、利用促進を図るべきエネルギー源」として分類されるものであり、太陽光発電や風力発電などのことです。

石井氏は、このような課題を抱える対象者がその解決を図り、今後もさらなる成長を達成するためには、中長期的な目線で事業運営の舵取りが求められると考えており、具体的に以下の施策を実施することが必要であると考えております。

(A) 新工法の開発や施工能力の強化に取り組むための積極的な研究開発

対象者グループの鉄構事業においては、現在、業界として新エネルギー分野の燃料タンクの大型化が進んでいないという課題があり、石井氏は、その課題解決に向けた研究開発を今以上に加速させるべきであると考えております。一方で、石井氏は、水素やアンモニアを貯蔵する燃料タンクの開発には、高度な技術を用いた研究開発が必要であると認識しております。

また、社会全体において少子高齢化が進み、人材の確保が困難となる中、限られた人的リソースを有効活用するために業務フローの自動化を積極的に進め、業務効率化や施工能力を高めることも必要であると考えております。主に、溶接作業や検査作業に関しては、自動化による業務効率化や安定した作業による施工能力の向上が見込めると考えております。

これらの取組みに対する一時的な先行投資により、対象者グループの収益及びキャッシュ・フローの悪化を招く可能性は否定できないことに加え、研究開発には一定の時間を必要とするものの、中長期的な観点では、付加価値の高いサービスの提供が可能となり、対象者グループの売上及び収益の増加が実現できるものと考えております。

(B) 他社との連携強化を通じた先端技術の取り込み

石井氏は、対象者グループは、現在においても新エネルギー分野の燃料タンク受注に向けて他社との協業は行っている認識ではあるものの、新エネルギー分野の燃料タンクは、今後需要が急速に拡大すると考えており、今以上に他社との協業を深化させ、他社と連携しつつ新エネルギー分野の燃料タンクを開発することが、今後の需要拡大に対応できる手段であると考えております。

また、パートナーである外注業者（外注している製造業者やサブコン業者等）との連携を強化し、対象者グループが保有する技術力や効率性のノウハウの共有を行うことが、先端技術を活用したサービス提供には必要であると考えております。

これらの取組みが成果を発揮するには一定の時間を必要とするものの、中長期的な観点では、対象者グループの売上及び収益の増加に寄与するものと考えております。

(C) 人材の育成と、最適な配置による企業競争力向上やコスト競争力の強化等の構造改革

対象者グループの鉄構事業においては、現在、プロジェクトの大型化が進んでいるものの、石井氏は、対象者グループにおいて大型プロジェクトの全体を管理できる人材が不足していると考えております。一方で、大型プロジェクトは収益性が高く、対象者グループの今後の事業基盤を支えるものであると認識しております。そのため、大型プロジェクトの全体を管理できる人材の採用・育成に注力し、人材育成のモデルを構築する必要があると考えております。

また、事業の中長期的な競争力を強化するために、人材の最適配置を追求し、抜本的な組織構造の見直しを行うことが必要であると考えております。

これらの取組みに対する一時的な先行投資により、対象会社グループの収益及びキャッシュ・フローの悪化を招く可能性は否定できないことに加え、人材育成のモデル構築や組織構造の見直しには一定の時間を必要とするものの、中長期的な観点では、対象者グループの人材強化による生産性の向上に繋がり、総合的な経営基盤の強化が実現できると考えております。

以上のとおり、石井氏は、上記(A)乃至(C)の各種施策を推進することで、対象者グループの中長期的な企業価値向上を見込むことができる一方で、上記の各施策を推進していくにあたっては、経営資源を集中的に投下する必要があり、多額の先行投資が発生することから、一時的に収益及びキャッシュ・フローが悪化する可能性は否定できず、短期的には対象者の業績や財務状況に大きな影響を与えるリスクがあり、対象者が上場を維持したまま各施策を実施した場合には、資本市場から十分な評価を得ることができず、対象者株式の株価が下落し、株式価値を毀損する可能性があると考えました。

また、石井氏としては、1949年5月に東京証券取引所市場第一部に株式を上場して以来、知名度の向上、社会的な信用の向上等、上場会社として様々なメリットを享受してまいりましたが、エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は当面見込まれていないこと、金融機関との長期的な取引により良好な関係を築けており、また昨今の良好な資金調達環境を鑑みても、間接金融を通じて必要に応じた資金調達を行うことが想定されること、さらには、一定のブランド力やお取引先様に対する信用力は既に確保できていると考えることから、人材の採用の面やお取引先様との取引の継続の面から見て上場廃止による悪影響は見込まれず、対象者が上場を維持する必要性や上場を維持することにより享受できるメリットは相対的に低下している状況になっていると考えました。

さらに、対象者において株式の上場を維持するために必要な人的・経済的コストは近年増加しており、今後も、かかるコストが対象者の経営上の更なる負担となる可能性も否定できないと認識しております。

このようなことから、石井氏は、対象者を非公開化することが対象者の企業価値向上のために最も有効な手段であるという考えに至りました。

また、石井氏は、対象者株式の非公開化にあたっては、第三者ではなく、対象者グループの事業内容を熟知している対象者の代表取締役社長である石井氏が代表取締役社長を務める公開買付者自身がマネジメント・バイアウト（MBO）を実施し、対象者の所有と経営を一体化させた上で上記施策を迅速かつ積極的に実行していくことが対象者にとって最善であると考えに至りました。

以上を踏まえ、石井氏は、対象者の中長期的かつ持続した企業価値の向上に向けた戦略的施策を検討する中、2024年1月上旬から、対象者株式の非公開化について、具体的な検討を開始しました。そして、石井氏は、本取引に関して検討するにあたり、2024年3月上旬にファイナンシャル・アドバイザーとしてSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を、それぞれ選任いたしました。そして、石井氏は、2024年3月5日、対象者に対して、本取引の実施に関する正式な協議開始の申入書（以下「本申入書」といいます。）を提出いたしました。

そして、石井氏は、2024年3月15日に対象者から、本取引の提案を検討するための特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、本取引の実施に向けた協議・交渉に応じる旨の連絡を受けました。その後、石井氏は、2024年3月中旬から2024年4月中旬まで対象者に対する財務・税務及び法務デュー・ディリジェンスを実施しました。そして、石井氏は、本取引の諸条件等についてさらに具体的な検討を進め、2024年4月8日、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を1株当たり6,908円（2024年4月5日の対象者株式の終値2,773円に対して149.12%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値2,805円（小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して146.27%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値2,749円に対して151.29%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,760円に対して150.29%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする旨の初回の価格提案書を提出いたしました。その後、2024年4月10日、対象者より、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）及び本特別委員会の第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス」といいます。）が行った対象者事業計画等を基にした対象者株式価値の試算結果を踏まえると、本公開買付価格として提案した6,908円は対象者の一般株主にとって必ずしも十分な価格であるとは言えないという判断に至ったとして、再検討の要請を受けました。これを受け、石井氏は、2024年4月15日、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり7,196円（2024年4月12日の対象者株式の終値2,796円に対して157.37%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値2,818円に対して155.36%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値2,754円に対して161.29%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,753円に対して161.39%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする旨の再提案を実施しました。その後、2024年4月16日、対象者より、引き続き、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券及び本特別委員会の第三者算定機関であるブルータスが行った対象者事業計画等を基にした対象者株式価値の試算結果を踏まえると、本公開買付価格として再提案した7,196円は対象者の一般株主にとって必ずしも十分な価格であるとは言えないという判断に至ったとして、再検討の要請を受けました。

これを受け、石井氏は、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件について再検討を進めておりましたが、その後、対象者が、対象者の株主から、剰余金の配当を1株当たり金155円とすること等を第158期定時株主総会の目的事項とする株主提案を2024年4月22日付で受領した旨の伝達を受けました。当初より、石井氏は、本取引に係る取引条件の検討に際して、剰余金の配当に関する議案が対象者の第158期定時株主総会に上程されないことを前提としておりましたが、対象者が当該株主提案を受領したことを受けて、改めて本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件等について検証する必要があると考えるに至ったことから、2024年4月22日に、対象者及び特別委員会に対して、口頭により、当初想定していた2024年5月上旬での本公開買付けの開始を延期したい旨連絡しました。その後、対象者の第158期定時株主総会が終結したことを踏まえて、石井氏は、2024年7月8日、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり7,628円（2024年7月5日の対象者株式の終値2,917円に対して161.50%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値2,845円に対して168.12%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値2,805円に対して171.94%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,777円に対して174.68%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする旨の再提案を実施しました。その後、2024年7月10日、対象者より、引き続き、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券及び本特別委員会の第三者算定機関であるブルータスが行った対象者事業計画等を基にした対象者株式価値の試算結果を踏まえると、本公開買付価格として再提案した7,628円は対象者の一般株主にとって必ずしも十分な価格であるとは言えないという判断に至ったとして、再検討の要請を受けました。これを受け、石井氏は、2024年7月17日、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり7,916円（2024年7月16日の対象者株式の終値3,100円に対して155.35%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値2,920円に対して171.10%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値2,833円に対して179.42%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,794円に対して182.32%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする旨の再提案を実施しました。その後、2024年7月22日、対象者より、対象

者保有の不動産における含み益に着目する一般株主は一定程度存在すると考えられ、その点を踏まえると、本公開買付価格として再提案した7,916円は対象者の一般株主にとって必ずしも十分な価格であるとは言えないという判断に至ったとして、再検討の要請を受けました。これを受け、石井氏は、2024年7月26日、対象者及び本特別委員会に対し、当初より対象者保有の不動産における含み益も踏まえた総合的な検討を行ったうえで価格提案をしている旨と共に、本公開買付価格を1株当たり8,192円（2024年7月25日の対象者株式の終値3,125円に対して162.14%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値3,016円に対して171.62%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値2,872円に対して185.24%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,819円に対して190.60%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする旨の再提案を実施しました。その後、2024年7月31日、対象者より、引き続き、対象者保有の不動産における含み益に着目する一般株主は一定程度存在すると考えられ、その点を踏まえると、本公開買付価格として再提案した8,192円は対象者の一般株主にとって必ずしも十分な価格であるとは言えないという判断に至ったとして、再検討の要請を受けました。これを受け、石井氏は、2024年8月5日、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり8,364円（2024年8月2日の対象者株式の終値2,921円に対して186.34%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値3,055円に対して173.78%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値2,896円に対して188.81%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,837円に対して194.82%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする旨の最終提案を実施しました。その後、石井氏は、2024年8月7日、対象者より、正式な意思決定は対象者取締役会で承認されるという前提の下、公開買付者の提案を応諾する旨の回答を受領しました。

以上の協議及び交渉を経て、公開買付者は、2024年8月8日、本公開買付価格を8,364円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定しました。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者は、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2024年3月5日に石井氏から本取引に関する協議・交渉の申入れを受けると共に、同日に本申入書の提出を受けたとのことです。その後、対象者は本公開買付けがマネジメント・パイアウト（MBO）のための本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」に記載のとおり、本取引の公正性を担保すべく、2024年3月14日に、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券を、リーガル・アドバイザーとして岩田合同法律事務所を、それぞれ本特別委員会の承認を得られることを条件として選任し、同法律事務所から受けた本取引に関する意思決定の過程、方法その他の本取引に関する意思決定に関する留意点等についての法的助言を踏まえ、石井氏から独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の少数株主の皆様の利益の確保の観点から、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための社内における検討体制の構築を開始したとのことです。

さらに、対象者は、対象者の少数株主の皆様の保護を目的として、本取引における公正性の担保、本取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の観点から本取引の公正性を担保する措置の一つとして、2024年3月14日開催の対象者取締役会において、本特別委員会（なお、本特別委員会の委員の構成及び具体的な活動内容等については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）を設置する旨を決議したとのことです。本特別委員会は、2024年3月15日に、石井氏及び対象者からの独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としての野村證券の選任、並びにリーガル・アドバイザーとしての岩田合同法律事務所の選任をそれぞれ承認しているとのことです。また、2024年3月15日、本特別委員会は、本特別委員会の独自の第三者算定機関としてブルータスを選任したとのことです。

上記体制の下、対象者は、本申入書に記載された本取引の目的を含む本公開買付けの概要、本取引が対象者に与える影響、本取引後の経営方針の内容や足元の株価動向を踏まえ、また、本特別委員会との間で事前に交渉方針を相談・検討すると共に、石井氏から本取引の条件についての提案を受けたときに具体的な提案金額や提案理由に関する意見や指示を受ける等、交渉上重要な局面における本特別委員会による意見、指示、要請等を受けて、野村證券及び岩田合同法律事務所の助言を受けながら、本取引の実行の是非及び取引条件に関して石井氏との間で協議・交渉を行ったとのことです。

また、本公開買付価格については、対象者は2024年4月8日に石井氏から本公開買付価格を6,908円とする本公開買付けを実施した上で、対象者株式を非公開化する旨の提案を受けて以降、石井氏との間で上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、協議・検討を重ねてきたとのことです。

具体的には、対象者は、石井氏から、2024年4月8日に、本公開買付価格を1株当たり6,908円とする旨の提案を受け、2024年4月10日、石井氏に対して、本特別委員会の意見も踏まえ検討した結果、当該提案価格は、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券及び本特別委員会の第三者算定機関であるブルータスが

行った事業計画等を基にした対象者株式価値の計算結果を踏まえると、対象者の少数株主にとって必ずしも十分な価格であるとは言えないことを理由に提案内容の再検討の要請を行ったとのことです。その後、対象者は、2024年4月15日、石井氏から本公開買付価格を1株当たり7,196円とする旨の再提案を受けました。これに対して、対象者は、2024年4月16日、本特別委員会の意見も踏まえ検討した結果、当該提案価格は、引き続き、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券及び本特別委員会の第三者算定機関であるブルータスが行った事業計画等を基にした対象者株式価値の計算結果を踏まえると、対象者の少数株主にとって必ずしも十分な価格であるとは言えないことを理由に再度提案内容の再検討の要請を行ったとのことです。これを受け、石井氏は、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件について再検討を進めていたとのことですが、その後、石井氏に対して、対象者が、対象者の株主から、剰余金の配当を1株当たり金155円とすること等を第158期定時株主総会の目的事項とする株主提案を2024年4月22日付で受領した旨の伝達を行ったとのことです。当初より、石井氏は、本取引に係る取引条件の検討に際して、剰余金の配当に関する議案が対象者の第158期定時株主総会に上程されないことを前提としていたものの、対象者が当該株主提案を受領したことを受けて、改めて本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件等について検証する必要があると考えるに至ったことから、2024年4月22日に、対象者及び本特別委員会に対して、口頭により、当初想定していた2024年5月上旬での本公開買付けの開始を延期したい旨連絡したとのことです。その後、対象者の第158期定時株主総会が終結したことを踏まえて、対象者は、2024年7月8日、石井氏から本公開買付価格を1株当たり7,628円とする旨の再提案を受けました。これに対して、対象者は、2024年7月10日、本特別委員会の意見も踏まえ検討した結果、当該提案価格は、引き続き、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券及び本特別委員会の第三者算定機関であるブルータスが行った事業計画等を基にした対象者株式価値の計算結果を踏まえると、対象者の少数株主にとって必ずしも十分な価格であるとは言えないことを理由に再度提案内容の再検討の要請を行ったとのことです。その後、対象者は、2024年7月17日、石井氏から本公開買付価格を1株当たり7,916円とする旨の再提案を受けました。これに対して、対象者は、2024年7月22日、本特別委員会の意見も踏まえて検討した結果、対象者保有の不動産における含み益に着目する少数株主は一定程度存在すると考えられ、その点を踏まえると、当該提案価格は、引き続き対象者の一般株主にとって必ずしも十分な価格であるとは言えないという判断に至ったとして、再検討の要請を行ったとのことです。その後、対象者は、2024年7月26日、石井氏から本公開買付価格を1株当たり8,192円とする旨の再提案を受けたとのことです。これに対して、対象者は、2024年7月31日、本特別委員会の意見も踏まえて検討した結果、対象者保有の不動産における含み益に着目する少数株主は一定程度存在すると考えられ、その点を踏まえると、当該提案価格は、引き続き対象者の少数株主にとって必ずしも十分な価格であるとは言えないことを理由に再度提案内容の再検討の要請を行ったとのことです。その後、対象者は、2024年8月5日、石井氏から本公開買付価格を1株当たり8,364円とする旨の再提案を受けたとのことです。これに対して、対象者は、2024年8月7日、本特別委員会の意見も踏まえて検討した結果、当該提案に応諾する旨の回答を行ったとのことです。

その結果、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者と対象者は、2024年8月7日に、本公開買付価格を8,364円とすることで合意に至ったとのことです。

さらに、対象者は、リーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けると共に、本特別委員会から2024年8月8日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けたとのことです（本答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）。また、対象者は、野村證券から、2024年8月7日付で対象者株式に係る株式価値算定書（以下「対象者算定書」といいます。）の提供も受けているとのことです（対象者算定書の概要については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。）。また、本特別委員会は、ブルータスから、2024年8月7日付で対象者株式に係る株式価値算定書（以下「本特別委員会算定書」といいます。）の提供も受けているとのことです（本特別委員会算定書の概要については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。）。

その上で、対象者は、リーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所から受けた法的助言及び第三者算定機関である野村證券から取得した対象者算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本公開買付価格を含

む本取引の諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行ったとのことです。具体的には、以下のとおり、協議・検討を行ったとのことです。

上記「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者は、タンク・プラントメーカーとして、日本のみならず、世界でも確固たる地位を築いてきたと考えているところ、昨今、対象者のタンク事業については製品のコモディティ化が進み、価格競争に苛まれる中、なかなか差別化戦略を打ち出せずにおり、持続的成長を示せていないというのが実状になりつつあると考えているとのことです。しかし、現在、地球温暖化等の環境問題を背景として、国内外で化石燃料から、水素、アンモニア等の環境負荷の少ないエネルギーへの転換が進む中、対象者は、カーボンニュートラル社会への移行、GX（グリーントランスフォーメーション）（注１）に向けて、燃料アンモニア用低温タンク等の提供を目指しております。また、特に自然災害のリスクが高いわが国において、津波や地震に耐えるレジリエントな設備（注２）の提供を行い、また、老朽化の進むエネルギーインフラを安全に維持管理するメンテナンス・ソリューションの提供などを着実に推進し、社業を通じた社会への貢献をより一層加速化していく観点から、対象者の社会的な役割は今後益々大きくなってくると考えられるとのことです。

（注１） GX（グリーントランスフォーメーション）とは、化石エネルギーを中心とした現在の産業構造・社会構造を、クリーンエネルギー中心へ転換する取組みのことです。

（注２） レジリエントな設備とは、自然災害に強い設備のことです。

対象者としては、上記のような事業環境等を踏まえ、対象者の鉄構事業にとって、カーボンニュートラルの実現に向けた新エネルギー市場の拡大に伴う技術力強化、プラント設備の老朽化及びエンジニアの減少に対する対応、自然災害に対する強靱なエネルギーインフラの整備等は大きなビジネスチャンスであり、今後、対象者が安定的かつ継続的に企業価値を向上させるためには、短期的な業績変動に捉われることなく、迅速かつ柔軟な経営判断や機動的な戦略的投資を実施していくことが必要であると考えているとのことです。

また、公開買付者は、上記「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者が安定的かつ継続的に企業価値を向上させるためには、こうした課題への対応が早急に求められる事業環境を背景に中長期的な目線で事業運営の舵取りを行うことが求められると考えておりますが、対象者としても、この点につき同様の認識を有しており、対象者にとって、短期的には財務的負担となる可能性がありながらも、中長期的に企業価値の向上に繋がる施策への戦略的投資を積極的かつ迅速に行うことにより、新たな成長基盤を構築する必要があること、また、そのために、適時に柔軟かつ迅速果敢に事業を再構築できる経営体制の構築が不可欠であると考えているとのことです。

具体的には、対象者は、公開買付者から、協議・交渉の過程において、上記「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者において、(a)新工法の開発や施工能力の強化に取り組むための積極的な研究開発、(b)他社との連携強化を通じた先端技術の取り込み、(c)人材の育成と最適な配置による企業競争力向上やコスト競争力の強化等の構造改革の実施が必要と考えているとの伝達を受けており、対象者としても、かかる施策の必要性について慎重に検討を行った結果、それらの施策は、実現可能な事業計画の策定及び研鑽を積むことが必須ではあるものの、方向性として対象者の中長期的な企業価値向上のために積極的に推進していくべき施策であり、かかる施策の実施には機動的かつ柔軟な経営体制の構築が望ましいと考えているとのことです。

しかしながら、かかる取組みは、対象者の今後の収益性に不確実性を伴い、短期的には、利益水準の低下、キャッシュ・フローの悪化及び有利子負債の増加等による財務状況の悪化を招来するリスクがあるとのことです。そのため、対象者が上場を維持したままこれらの各施策を実行した場合には、株価の下落や配当の減少等、対象者の株主の皆様に対して多大な悪影響を与えてしまう可能性があると考えているとのことです。他方で、上記のとおり、対象者の置かれている事業環境等を踏まえますと、早急に抜本的な対応策を実施することが必要であると考えているとのことです。

このような状況下において、対象者としては、対象者の株主の皆様に対して発生する可能性がある上記の悪影響を回避しつつ、抜本的かつ機動的な経営戦略を実践し、中長期的な視点から対象者の企業価値を向上させるためには、公開買付者によるマネジメント・バイアウト（MBO）の手法により対象者株式を非公開化すると共に、対象者の所有と経営を一致させ、公開買付者、取締役及び従業員が一丸となって各施策に迅速かつ果敢に取り組むことができる経営体制を構築することが必要であると考えているとのことです。加えて、対象者株式の非公開化を行った場合には、コーポレートガバナンス・コード等への対応のために増加を続けていた上場維持コストを削減することができ、経営資源の更なる有効活用を図ることも可能になると考えているとのことです。

なお、対象者が対象者株式の非公開化を行った場合には、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社として対象者が享受してきた社会的な信用や知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等に影響を及ぼす可能性が考えられるとのことです。しかしながら、対象者は過去60年以上資本市場からの資金調達を行っておらず、今後も必要資金については金融機関からの借入れによる調達を想定しているとのことです。加えて、証券取引所への上場から70年以上が経過し、上場による対象者のブランド力や取引先に対する信用力は凡そ確保できていると考えており、また対象者の社会的な信用力及び

知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等は事業活動を通じて獲得できる部分もあるため、対象者株式の非公開化のデメリットは限定的であると考えているとのことです。そのため、対象者は、2024年8月8日開催の取締役会において、対象者株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回ると判断したとのことです。

対象者は、このような協議・検討の過程において、本公開買付価格が、(a)下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている野村證券による対象者株式の算定結果のうち、市場株価平均法に基づく算定結果のレンジの上限を上回っており、類似会社比較法に基づく算定結果のレンジの上限を上回っており、また、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの上限を上回っていること、(b)本公開買付けの公表日の前営業日である2024年8月7日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株価の終値2,933円に対して185.17%、2024年8月7日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,055円に対して173.78%、過去3ヶ月間の終値単純平均値2,896円に対して188.71%、過去6ヶ月間の終値単純平均値2,842円に対して194.30%のプレミアムがそれぞれ加算されており、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針 - 企業価値の向上と株主利益の確保に向けて -」（以下「M&A指針」といいます。）を公表した2019年6月28日以降2024年8月7日までに公表され成立した非公開化を目的とするMBO事例、63件におけるプレミアム水準の平均値（公表日の前営業日の株価に対して41.80%、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して44.91%、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して48.21%、公表日の前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して48.72%。小数点以下第三位を四捨五入。）を上回っていることから、合理的なプレミアムが付された価格であると評価できること、(c)下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が取られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(d)本公開買付価格が、上記利益相反を解消するための措置が取られた上で、対象者と公開買付者との間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること、より具体的には、野村證券による対象者株式の株式価値に係る算定結果の内容や、岩田合同法律事務所による本取引に関する意思決定の過程及び方法その他の留意点についての法的助言等を踏まえ、かつ、本特別委員会による意見、指示、要請等を受けた上で公開買付者との間で真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた結果として、当初提示額（1株6,908円）よりも、1株当たり1,456円（21.08%）引き上げられた価格で提案された価格であること、(e)本公開買付価格が、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても妥当であると判断されていることから、対象者の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、対象者の少数株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上より、対象者は、本取引が対象者の企業価値向上に資するものであり、かつ本公開買付価格を含む本取引に係る諸条件が妥当なものであると判断したため、2024年8月8日開催の取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明すると共に、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

上記の対象者取締役会の決議の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

本公開買付け後の経営方針

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当し、石井氏は、本取引後も継続して代表取締役社長として対象者の経営にあたることを予定しており、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の経営施策を推進する予定です。なお、本取引後も対象者の現在の経営体制を維持することを基本方針としておりますが、公開買付者は、対象者のその他の取締役（監査等委員を含む。）との間で、本取引後の役員就任や処遇について何らの合意も行っており、本取引後の対象者の役員構成を含む経営体制については、本取引後、対象者と協議しながら決定していく予定ですが、その時期や方法は本書提出日現在未定です。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けを含む本取引がいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付けの公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
対象者における独立した法律事務所からの助言
対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得
特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
対象者における独立した検討体制の構築
対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認
マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）に相当する数を上回る買付予定数の下限の設定
本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

以上の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」をご参照ください。

(4) 本公開買付けに関する重要な合意

本応募契約

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、対象者の第8位株主（2024年3月31日時点）であり、対象者の名誉会長である石井宏治氏（所有株式：129,082株、所有割合3.71%）が所有する対象者株式の全て及び石井氏（所有株式：21,037株、所有割合0.60%）が所有する本譲渡制限付株式を除く対象者株式11,336株（応募予定株式数の合計：140,418株、所有割合：4.04%）について、本応募契約を口頭で締結しております。

なお、応募予定株式について、応募の前提条件はありません。また、公開買付者から石井宏治氏及び石井氏に対して応募予定株式の応募により付与される利益は、本公開買付けの対価として支払う金銭以外には存在いたしません。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が対象者株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、以下の方法により、本スクイズアウト手続を実施することを予定しております。

株式等売渡請求

本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対し株式売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主からその所有する対象者株式の全部を取得いたします。この場合、売渡株主がそれぞれ所有していた対象者株式1株当たりの対価として、公開買付者は、当該各売渡株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者より株式売渡請求がなされた場合には、かかる株式売渡請求を承認する予定とのことです。

株式売渡請求に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

株式併合

本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会をできるだけ早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日以降の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者のみが対象者株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定です。本株式併合に反対する対象者の株主の皆様は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記の株式売渡請求及び株式併合の各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭

を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数に乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本スクイズアウト手続を実施することを予定しておりますので、当該手続が実施された場合には、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	2024年8月9日（金曜日）から2024年9月24日（火曜日）まで（30営業日）
公告日	2024年8月9日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき、金8,364円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-
算定の基礎	公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者が開示している財務情報等の資料等を踏まえ、対象者の事業及び財務の状況について総合的に分析しました。また、公開買付者は、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果に加え、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることから、本公開買付けの公表日の前営業日である2024年 8 月 7 日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値(2,933円)、同日までの過去 1 ヶ月間、同過去 3 ヶ月間及び同過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値(3,055円、2,897円及び2,842円)の推移を参考にしました。そして、対象者及び本特別委員会との協議・交渉の結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に2024年 8 月 8 日、本公開買付価格を8,364円とすることを決定いたしました。 なお、公開買付者は、上記のとおり、諸要素を考慮し、かつ、対象者及び本特別委員会との協議・交渉を経て本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオン等は取得しておりません。 本公開買付価格8,364円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2024年 8 月 7 日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値2,933円に対して185.17%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値3,055円に対して173.78%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値2,897円に対して188.71%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値2,842円に対して194.30%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付価格8,364円は、本書提出日の前営業日である2024年 8 月 8 日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値2,953円に対して183.24%のプレミアムを加えた価格となります。

算定の経緯	(本公開買付価格の決定に至る経緯) 石井氏は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「」本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2024年1月上旬から、対象者株式の非公開化について具体的な検討を開始しました。そして、石井氏は、本取引に関して検討するにあたり、2024年3月上旬にファイナンシャル・アドバイザーとしてSMB C日興証券を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を、それぞれ選任いたしました。そして、石井氏は、2024年3月5日、対象者に対して、本申入書を提出いたしました。 そして、石井氏は2024年3月15日に対象者から、本特別委員会を設置し、本取引の実施に向けた協議・交渉に応じる旨の連絡を受けました。その後、石井氏は、2024年3月中旬から2024年4月中旬まで対象者に対する財務・税務及び法務デュー・ディリジェンスを実施しました。そして、石井氏は、本取引の諸条件等についてさらに具体的な検討を進め、2024年4月8日、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格」を1株当たり6,908円(2024年4月5日の対象者株式の終値2,773円に対して149.12%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値2,805円に対して146.27%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値2,749円に対して151.29%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,760円に対して150.29%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨の初回の価格提案書を提出いたしました。その後、2024年4月10日、対象者より、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券及び本特別委員会の第三者算定機関であるブルータスが行った対象者事業計画等を基にした対象者株式価値の試算結果を踏まえると、本公開買付価格として提案した6,908円は対象者の一般株主にとって必ずしも十分な価格であるとは言えないという判断に至ったとして、再検討の要請を受けました。これを受け、公開買付者は、2024年4月15日、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり7,196円(2024年4月12日の対象者株式の終値2,796円に対して157.37%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値2,818円に対して155.36%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値2,754円に対して161.29%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,753円に対して161.39%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨の再提案を実施しました。その後、2024年4月16日、対象者より、再提案された本公開買付価格が、引き続き、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券及び本特別委員会の第三者算定機関であるブルータスが行った対象者事業計画等を基にした対象者株式価値の試算結果を踏まえると、本公開買付価格として再提案した7,196円は対象者の一般株主にとって必ずしも十分な価格であるとは言えないという判断に至ったとして、再検討の要請を受けました。
-------	---

これを受け、石井氏は、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件について再検討を進めておりましたが、その後、対象者が、対象者の株主から、剰余金の配当を1株当たり金155円とすること等を第158期定時株主総会の目的事項とする株主提案を2024年4月22日付で受領した旨の伝達を受けました。当初より、石井氏は、本取引に係る取引条件の検討に際して、剰余金の配当に関する議案が対象者の第158期定時株主総会に上程されないことを前提としておりましたが、対象者が当該株主提案を受領したことを受けて、改めて検証する必要があると考えるに至ったことから、2024年4月22日に、対象者及び特別委員会に対して、口頭により、当初想定していた2024年5月上旬での本公開買付けの開始を延期したい旨連絡しました。その後、対象者の第158期定時株主総会が終結したことを踏まえて、石井氏は、2024年7月8日、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり7,628円（2024年7月5日の対象者株式の終値2,917円に対して161.50%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値2,845円に対して168.12%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値2,805円に対して171.94%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,777円に対して174.68%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする旨の再提案を実施しました。その後、2024年7月10日、対象者より、引き続き、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券及び本特別委員会の第三者算定機関であるプルートスが行った対象者事業計画等を基にした対象者株式価値の試算結果を踏まえると、本公開買付価格として再提案した7,628円は対象者の一般株主にとって必ずしも十分な価格であるとは言えないという判断に至ったとして、再検討の要請を受けました。これを受け、石井氏は、2024年7月17日、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり7,916円（2024年7月16日の対象者株式の終値3,100円に対して155.35%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値2,920円に対して171.10%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値2,833円に対して179.42%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,794円に対して182.32%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする旨の再提案を実施しました。その後、2024年7月22日、対象者より、対象者保有の不動産における含み益に着目する一般株主は一定程度いると考えられ、その点を踏まえると、本公開買付価格として再提案した7,916円は対象者の一般株主にとって必ずしも十分な価格であるとは言えないという判断に至ったとして、再検討の要請を受けました。これを受け、石井氏は、2024年7月26日、対象者及び本特別委員会に対し、当初より対象者保有の不動産における含み益も踏まえた総合的な検討を行ったうえで価格提案をしている旨と共に、本公開買付価格を1株当たり8,192円（2024年7月25日の対象者株式の終値3,125円に対して162.14%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値3,016円に対して171.62%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値2,872円に対して185.24%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,819円に対して190.60%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする旨の再提案を実施しました。その後、2024年7月31日、対象者より、引き続き、対象者保有の不動産における含み益に着目する一般株主は一定程度存在すると考えられ、その点を踏まえると、本公開買付価格として再提案した8,192円は対象者の一般株主にとって必ずしも十分な価格であるとは言えないという判断に至ったとして、再検討の要請を受けました。これを受け、石井氏は、2024年8月5日、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり8,364円（2024年8月2日の対象者株式の終値2,921円に対して186.34%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値3,055円に対して173.78%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値2,896円に対して188.81%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,837円に対して194.82%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする旨の最終提案を実施しました。その後、石井氏は、2024年8月7日、対象者より、正式な意思決定は対象者取締役会で承認されるという前提の下、公開買付者の提案を応諾する旨の回答を受領しました。

以上の協議及び交渉を経て、公開買付者は、2024年8月8日、本公開買付価格を8,364円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定しました。

（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）

公開買付者及び対象者は、本公開買付けを含む本取引がいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置等については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会における意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付者及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券に対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2024年8月7日付で対象者算定書を取得しているとのことです。また、対象者は、以下に記載のとおり、公開買付者及び対象者において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施していることから、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。なお、野村證券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

また、本特別委員会において、野村證券の独立性に問題がないことが確認されているとのことです。野村證券の報酬は、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に対象者に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により野村證券を対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しているとのことです。

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値を多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから市場株価平均法を用い、比較可能な類似上場会社が存在し、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を用い、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行ったとのことです。

野村證券によれば、対象者株式の株式価値算定にあたり、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	2,842円～3,055円
類似会社比較法	3,610円～7,946円
DCF法	2,600円～8,268円

市場株価平均法においては、2024年8月7日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における基準日終値2,933円、直近5営業日の終値の単純平均値2,924円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値3,055円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値2,897円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値2,842円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、2,842円から3,055円と算定しているとのことです。

類似会社比較法においては、対象者グループの事業を、鉄構事業と不動産事業に分類して価値評価を行うサム・オブ・ザ・パーツ分析（以下「SOTP分析」といいます。）を実施しております。鉄構事業については、田辺工業株式会社、株式会社高田工業所、三菱化工機株式会社、木村化工機株式会社、レイズネクスト株式会社を相対的に類似する事業を手掛ける上場会社として選定しているとのことです。不動産事業については、株式会社長栄、アズマハウス株式会社、平和不動産株式会社、京阪神ビルディング株式会社、住友不動産株式会社、空港施設株式会社、イオンモール株式会社を相対的に類似する事業を手掛ける上場会社として選定しているとのことです。その上で、鉄構事業、不動産事業の両事業において、企業価値に対する営業利益の倍率、償却前営業利益（以下「EBITDA」といいます。）の倍率（以下「EBITDAマルチプル」といいます。）、時価総額に対する純利益の倍率及び修正簿価純資産額の倍率を用いて対象者株式の株式価値を算定しているとのことです。その結果、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を3,610円から7,946円と算定しているとのことです。

DCF法においては、対象者が作成した2025年3月期から2027年3月期までの3期分の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、対象者が2025年3月期第2四半期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価し、さらに対象者が保有する現金同等物等の価値を加算するなど財務上の一定の調整を行って、対象者株式の株式価値を分析しているとのことです。割引率（加重平均資本コスト）は5.00%から6.00%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率モデル及びマルチプルモデルを採用し、永久成長率は-0.25%～0.25%、EBITDAマルチプルは4.5倍から6.5倍として対象者株式の株式価値を算定しているとのことです。また、DCF法においても、SOTP分析を実施し、鉄構事業、不動産事業の財務予測ごとに価値評価を行っており、対象者が作成した2025年3月期から2027年3月期までの3期分の事業計画に基づく収益予測及び投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、対象者が2025年3月期第2四半期以降に創出すると見込まれる各事業のフリー・キャッシュ・フローを基に、各事業の事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り戻して各事業の事業価値を評価し、その各事業価値を合算することで対象者の事業価値を評価した上で、さらに対象者が保有する現金同等物等の価値を加算するなど財務上の一定の調整を行って、対象者株式の株式価値を分析しているとのことです。なお、割引率（加重平均資本コスト）は、鉄構事業では6.50%～7.00%、不動産事業では3.45%～3.75%を採用しており、継続価値の算定にあたっては鉄構事業、不動産事業の両事業において永久成長率モデル及びマルチプルモデルを採用し、永久成長率を鉄構事業では-0.25%～0.25%、不動産事業では-0.25%～0.25%、EBITDAマルチプルは鉄構事業では4.0倍から6.0倍、不動産事業では12.0倍から14.0倍として対象者株式の株式価値を算定しているとのことです。その結果、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を2,600円から8,268円と算定しているとのことです。なお、当該事業計画は、石井氏及び公開買付者から独立した対象者関係者による主導の下で作成されており、作成過程において公開買付者が関与した事実はないとのことです。本特別委員会は、対象者が本取引のために当該事業計画を作成するにあたり、事業計画案の内容及び重要な前提条件等について説明を受けると共に、最終的な当該事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について合理性を確認し、承認をしているとのことです。

野村證券がDCF法で算定の前提とした対象者財務予測の具体的な数値は以下のとおりであり、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はないとのことです。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味していないとのことです（注1）。

(単位：百万円)

	2025年3月期 (注2)	2026年3月期	2027年3月期
売上高	9,145	12,240	13,350
営業利益	1,332	1,640	1,710
E B I T D A	1,565	1,989	2,092
フリー・キャッシュ・フロー	▲118	430	408

(単位：百万円)

鉄構事業	2025年3月期 (注2)	2026年3月期	2027年3月期
売上高	7,805	10,400	11,500
営業利益	456	490	560
E B I T D A	480	566	667
フリー・キャッシュ・フロー	▲920	▲616	▲646

(単位：百万円)

不動産事業	2025年3月期 (注2)	2026年3月期	2027年3月期
売上高	1,340	1,840	1,850
営業利益	876	1,150	1,150
E B I T D A	1,085	1,423	1,425
フリー・キャッシュ・フロー	723	1,046	1,055

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る対象者の意思決定に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定における公正性及び適正性を確保するために、公開買付者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして岩田合同法律事務所から、2024年3月中旬以降、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。

なお、岩田合同法律事務所は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しているとのことです。

また、本特別委員会において、岩田合同法律事務所の独立性に問題がないことが確認されているとのことです。同事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

	対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得 対象者は、本公開買付けを含む本取引がいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当するものであり、構造的な利益相反の問題が存在するために、対象者の少数株主の皆様の保護を目的として、本取引における本公開買付価格の公正性の担保、本取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の観点から本取引の公正性を担保する措置の一つとして、意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するため、石井氏及び対象者から独立し、高度の識見を有すると考えている河村博氏（対象者独立社外取締役、監査等委員）、井本憲邦氏（元対象者独立社外取締役、元監査等委員（2024年6月27日退任））及び當眞瑞代氏（対象者独立社外取締役、監査等委員（監査等委員である取締役への就任は2024年6月27日））の3名によって構成される本特別委員会を設置することを、2024年3月14日の取締役会において決議したとのことです（委員の互選により、本特別委員会の委員長として河村博氏が選定されております。）。河村博氏は対象者の社外取締役であり、弁護士として法務に関する専門的な知見と経験を有することから、井本憲邦氏は、当時、対象者の社外取締役であり、企業経営者としての豊富な経験や幅広い知見を有することから、當眞瑞代氏は対象者の社外取締役であり、人事企画・総務・不動産部門において豊富な経験を有することから、それぞれ本特別委員会の委員に選定しているとのことです。 対象者は、取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(a)本取引の目的の正当性・妥当性（本取引が対象者の企業価値の向上に資するかを含みます。）、(b)本取引の取引条件の公正性・妥当性、(c)本取引に係る公正性、(d)本取引を行うことが対象者の少数株主にとって不利益でないか、及び(e)上記(a)乃至(d)を踏まえ、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決定することの是非（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問したとのことです。 また、対象者取締役会は、本特別委員会を、対象者取締役会から独立した合議体であると同時に、対象者及び対象者の少数株主の利益を図る立場に立って本諮問事項について検討・判断する組織として位置づけ、対象者取締役会において本取引に係る意思決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引について妥当でない判断した場合には、本取引を行う旨の意思決定を行わないことを決議しているとのことです。さらに、本特別委員会に対しては、()対象者が公開買付者との間で行う交渉の過程に実質的に関与する権限（必要に応じて、公開買付者との交渉方針に関して指示又は要請を行うこと、及び、自ら公開買付者と交渉を行うことを含む。）、()本取引に関して、必要に応じて、特別委員会が自らの財務若しくは法務等のアドバイザーを選任し（この場合の費用は対象者が負担する。）、又は、対象者が選任するアドバイザーを指名若しくは承認（事後承認を含む。）し、専門的助言を求める権限、並びに()対象者の役職員に対して、特別委員会への出席を要求し、また、諮問事項の検討及び判断に必要な情報の提供を要求する権限を付与することを決議しているとのことです。 そして、対象者は、岩田合同法律事務所の助言を得つつ、本特別委員会の委員の候補者の独立性及び適格性等についても確認を行い、石井氏からの独立性を有すること、及び本取引の成否に関して少数株主とは異なる重要な利害関係を有していないことを確認した上で、本特別委員会の委員の選定をしているとのことです。なお、対象者は、当初から上記の3氏を本特別委員会の委員として選任しており、本特別委員会の委員を変更した事実はないとのことです。また、本特別委員会の各委員に対しては、固定報酬が支払われることとされており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。 本特別委員会は、2024年3月15日より2024年8月8日まで合計14回開催され、本諮問事項について、上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、慎重に検討及び協議を行ったとのことです。
--	---

具体的には、本特別委員会は、まず、2024年3月15日、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としての野村證券、並びにリーガル・アドバイザーとしての岩田合同法律事務所について、石井氏及び対象者からの独立性及び専門性に問題がないことを確認し、それぞれを対象者のアドバイザーと選任することを承認しているとのことです。また、本特別委員会は、必要に応じて対象者のアドバイザー等から専門的助言を得ることとした上で、複数の第三者算定機関の候補者の独立性及び専門性・実績等を検討の上、2024年3月15日、ブルータスを独自の第三者算定機関として選任いたしました。さらに、本特別委員会は、対象者が社内に構築した本取引の検討体制についても、対象者から説明を受けた上で、独立性の観点から問題がない旨も確認しているとのことです。

その上で、本特別委員会は、岩田合同法律事務所から、特別委員会の設置が求められる背景、特別委員会の役割等についての説明を受け、本取引に関する意思決定の過程、方法その他の本取引に関する意思決定にあたっての留意事項等についての法的助言を踏まえ、本取引における手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っているとのことです。

本特別委員会は、石井氏及び公開買付者並びに対象者より提出された各検討資料その他必要な情報・資料等の収集及び検討を行うと共に、石井氏及び公開買付者に対して書面で質問し、回答を受けているとのことです。また、本特別委員会は、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券、リーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所と共に、石井氏及び公開買付者との面談によるヒアリング調査を行っているとのことです。これらによって、対象者の経営環境・経営課題及びこれに対する公開買付者の認識の確認、本取引の内容、背景、意義・目的、メリット・デメリット、本取引後に検討している施策の内容、本取引及び当該施策が対象者の企業価値に与える影響、石井氏及び公開買付者並びに対象者が意思決定をするに至る経緯・検討経緯の妥当性その他本取引に関連する事項について、説明を受けると共に、本取引の目的や背景、本取引を行うことを必要と考える理由、本取引実施後の経営体制及び実施予定の施策等について質疑応答を行ったとのことです。また、本特別委員会は、対象者の経営陣に対しても書面で質問し、回答を受けると共に、対象者の経営陣との面談及びヒアリング調査を行って、対象者の経営環境・経営課題、これに対する石井氏及び公開買付者の提案する本取引及び施策の意義、有効性等について確認し、質疑応答を行っているとのことです。さらに、本特別委員会は、事業計画について、石井氏及び公開買付者から独立した者による主導の下で作成されていることを確認すると共に、対象者から重要な前提条件について説明を受け、最終的な事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認し、承認しているとのことです。その上で、野村證券及びブルータスから、対象者株式の株式価値の算定方法及び結果に関する説明を受け、当該価値算定の前提等に関するヒアリング調査を行ったとのことです。

また、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2024年4月8日に石井氏から本公開買付価格を1株当たり6,908円とする提案を受領して以降、石井氏及び公開買付者と対象者との間における本取引の条件に係る協議・交渉において、対象者から本特別委員会に対して、その経緯及び内容等について適時に報告を行った上で、本特別委員会は、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券及び本特別委員会の第三者算定機関であるブルータスによる対象者株式の株式価値の算定結果、石井氏及び公開買付者との交渉方針等を踏まえた助言、並びに岩田合同法律事務所からの本取引における手続の公正性を確保するための対応等についての法的助言を踏まえて、本公開買付価格についての検討を行い、交渉方針を対象者に伝達する等、石井氏及び公開買付者との交渉過程に積極的に関与しているとのことです。

さらに、本特別委員会は、野村證券及び岩田合同法律事務所から、対象者が公表又は提出予定の対象者プレスリリース及び意見表明報告書（以下「本意見表明報告書」といいます。）の各ドラフト、並びに公開買付者が提出予定の本公開買付けに係る公開買付届出書のドラフトの内容について説明を受け、充実した情報開示がなされる予定であることを確認しているとのことです。

本特別委員会は、以上のような経緯の下、本諮問事項について慎重に検討・協議した結果、2024年8月8日に、対象者の取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出したとのことです。

() 答申内容

本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであり、その目的の正当性・妥当性を有すると認められる。

本公開買付けにおける公開買付価格を含め、本取引の取引条件の公正性・妥当性は確保されていると考えられる。

本取引に係る手続の公正性は確保されていると考えられる。

本取引を行うことは対象者の少数株主にとって不利益ではないと考えられる。

上記乃至を踏まえ、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決定することは、妥当であると考えられる。

() 答申の理由

本取引の目的の正当性・妥当性

公開買付者によれば、本取引の目的は、対象者が、対象者の鉄構事業において抱える課題（カーボンニュートラルの実現に向けた新エネルギー市場の拡大に伴う技術力強化、プラント設備の老朽化及びエンジニアの減少への対応、自然災害に対して強靱なエネルギーインフラの整備等）の解決を図るための各種施策（具体的には、(A)新工法の開発や施工能力の強化に取り組むための積極的な研究開発、(B)他社との連携強化を通じた先端技術の取り込み、(C)人材の育成と、最適な配置による企業競争力向上やコスト競争力の強化等の構造改革）を十分に推進することを可能とすることで、対象者グループの中長期的な企業価値の向上を実現することにあると理解される。

まず、(A)新工法の開発や施工能力の強化に取り組むための積極的な研究開発については、対象者グループの鉄構事業においては、現在、業界として新エネルギー分野の燃料タンクの大型化が進んでいないという課題があり、その課題解決に向けた研究開発を今以上に加速させるべきであると考えられること、水素やアンモニアを貯蔵する燃料タンクの開発には、高度な技術を用いた研究開発が必要であると考えられること、社会全体において少子高齢化が進み、人材の確保が困難となる中、限られた人的リソースを有効活用するために業務フローの自動化を積極的に進め、業務効率化や施工能力を高めることも必要であり、主に、溶接作業や検査作業に関しては、自動化による業務効率化や安定した作業による施工能力の向上が見込めると考えられることの一方で、これらの取組みに対する一時的な先行投資により、対象者グループの収益及びキャッシュ・フローの悪化を招く可能性は否定できないことに加え、研究開発には一定の時間を必要とすることから、対象者が上場を維持したままかかる取組みを実施した場合には、資本市場から十分な評価を得ることができず、対象者株式の株価が下落し、株式価値を毀損する可能性がある。この点に関しては、本取引により対象者が非公開化されることで、上場している中では一定の制限があったこれらの取組みに対する一時的な先行投資や研究開発が可能となると考えられ、その結果、中長期的な観点では、付加価値の高いサービスの提供が可能となり、対象者グループの売上及び収益の増加が実現できるものと考えられる。

	次に、(B)他社との連携強化を通じた先端技術の取り込みについては、対象者グループは、現在においても新エネルギー分野の燃料タンク受注に向けて他社との協業は行っているものの、今以上に他社との協業を深化させ、他社と連携しつつ新エネルギー分野の燃料タンクを開発することが、今後の需要拡大に対応するための手段であると考えられること、パートナーである外注業者（外注している製造業者やサブコン業者等）との連携を強化し、対象者グループが保有する技術力や効率性のノウハウの共有を行うことが、先端技術を活用したサービス提供には必要であると考えられることの一方で、新エネルギーの生産及び需要の時期並びに規模は現状不透明であり、また、上記連携強化の取組みが成果を発揮するには一定の時間を必要とすることから、対象者が上場を維持したままかかる取組みを実施した場合には、資本市場から十分な評価を得ることができず、対象者株式の株価が下落し、株式価値を毀損する可能性がある。この点に関しては、本取引により対象者が非公開化されることで、上場している中では一定の制限があったこれらの取組みが可能となると考えられ、その結果、中長期的な観点では、対象者グループの売上及び収益の増加に寄与するものと考えられる。 最後に、(C)人材の育成と、最適な配置による企業競争力向上やコスト競争力の強化等の構造改革については、大型プロジェクトの全体を管理できる人材の採用・育成に注力し、人材育成のモデルを構築することや、事業の中長期的な競争力を強化するために、人材の最適配置を追求し、抜本的な組織構造の見直しを行うことが必要であると考えられる一方で、これらの取組みに対する一時的な先行投資により、対象者グループの収益及びキャッシュ・フローの悪化を招く可能性は否定できないことに加え、人材育成のモデル構築や組織構造の見直しには一定の時間を必要とすることから、対象者が上場を維持したままかかる取組みを実施した場合には、資本市場から十分な評価を得ることができず、対象者株式の株価が下落し、株式価値を毀損する可能性がある。この点に関しては、本取引により対象者が非公開化されることで、上場している中では一定の制限があったこれらの取組みが可能となると考えられる。その結果、中長期的な観点では、対象者グループの人材強化による生産性の向上に繋がり、総合的な経営基盤の強化が実現できると考えられる。 上記のとおり、本取引の実行により対象者が非公開化されることで、対象者の抱える課題の解決を図るための各種施策が十分に推進され、対象者グループの中長期的な企業価値の向上が実現されるというメリットがあると考えられることに加え、本取引の実行により対象者が上場廃止することで、上場維持のために必要なコスト（上場会社に求められる管理体制の構築・維持に要する人件費その他の管理費、証券代行手数料、IR関連費用等）が削減されるメリットもあると考えられる。
--	---

その一方で、本取引により生じ得るデメリットとして、本取引により対象者が上場廃止することに伴う資金又は資本調達や社会的信用力や人材採用力への影響が想定される。もっとも、まず、資金又は資本調達については、公開買付者によれば、エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は当面見込まれておらず、金融機関との長期的な取引により良好な関係を築けており、また、昨今の良好な資金調達環境を鑑みても、間接金融を通じて必要に応じた資金調達を行うことが想定されることであるから、対象者は、資本市場へのアクセスという上場会社としてのメリットを必ずしも享受する必要がない状況であると考えられる。加えて、社会的信用力や人材採用力については、公開買付者によれば、一定のブランド力や取引先に対する信用力は既に確保できているとのことであり、本取引により対象者が上場廃止したとしても取引先や人材採用の面から見て悪影響は見込まれないと考えられる。その他本取引により生じ得るデメリットとして、本買収ローンにより対象者の事業運営が重大な悪影響を受ける可能性が想定されるが、公開買付者によれば、公開買付者は、本買収ローンの調達及び返済については事業計画に織り込んだ上で、対象者事業の成長性及び継続性の観点から問題ない水準での調達を予定しているとのことであり、また、対象者の通常の事業活動や既存の余剰資産の売却により得られる金銭を原資とする配当金により本買収ローンの返済は十分に可能であるとのことであるから、本買収ローンにより対象者の事業運営が重大な悪影響を受ける可能性が高いとはいえず、かかるデメリットが本取引の実行を妨げるほど重大なものとはいえないと評価できる。以上より、本取引による対象者のデメリットについては、仮に存在するとしても、本取引の実行に当たり特段の支障にはならないと評価できる。

以上に加えて、公開買付者は、対象者の従業員の取扱いについて対象者の企業価値の維持・向上の観点から適切な方針を有しているといえ、本取引の実行後においてかかる方針が実行される限り、対象者の企業価値の維持・向上に資するものであると評価できること、本取引と同様の効果を生じさせることが期待できる本取引以外の代替手段は想定されないと考えられることからすると、本公開買付けを含む本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであり、その目的は正当性・妥当性を有すると認められる。

本取引の取引条件の公正性・妥当性

対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うに当たり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付者及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、対象者算定書を取得した。本公開買付価格の公正性・妥当性の前提として、対象者算定書の信頼性について検討すると、まず、野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法を用いて、対象者株式の株式価値の算定を行っているところ、各算定方法はいずれも一般的な算定方法と認められる。また、野村證券がそれぞれの算定方法を採用した理由についても、不合理な点は認められない。この点、対象者算定書は、対象者の株価算定において純資産法を採用していないものの、本取引は対象者の収益基盤・事業基盤を強化して対象者の中長期的な企業価値の向上を目指すものであり、対象者は保有する不動産等の売却を予定していないから、対象者株式の株式価値算定において純資産法を採用していないことを、不合理であると評価することはできない。当該各算定方法に基づく算定結果は、経験豊富な第三者算定機関である野村證券により算定されたものであり、対象者株式1株当たりの株式価値の算定結果にも不合理な点は認められない。さらに、上記算定方法及びその結果の前提となる財務予測や前提条件等についても、いずれも不合理な点は認められない。なお、DCF法による株式価値算定の前提とされている事業計画は、石井氏及び公開買付者から独立した対象者関係者による主導の下で作成されており、作成過程において石井氏及び公開買付者が関与した事実はないところ、本特別委員会は、対象者が本取引のために当該事業計画を作成するにあたり、事業計画案の内容及び重要な前提条件等について説明を受けると共に、最終的な当該事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について合理性を確認し、承認をしている。以上より、対象者算定書には信頼性が認められると評価できる。

	本公開買付価格である8,364円は、信頼性の認められる対象者算定書における市場株価平均法による算定結果のレンジの上限を上回っており、同書における類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回っており、また、同書におけるDCF法による算定結果のレンジの上限を上回っていることからすれば、本公開買付価格は対象者算定書における株式価値算定の結果との関係で妥当な範囲内にあると評価できる。 加えて、本特別委員会は、本諮問事項について検討するに当たり、公開買付者から提示された本公開買付価格に係る取引条件の妥当性を確保するために、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるブルータスに対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、本特別委員会算定書を取得した。 本公開買付価格の公正性・妥当性の前提として、本特別委員会算定書の信頼性について検討すると、まず、ブルータスは、市場株価法及びDCF法を用いて、対象者株式の株式価値の算定を行っているところ、各算定方法は、いずれも一般的な算定方法と認められる。また、ブルータスがそれぞれの算定方法を採用した理由についても、不合理な点は認められない。この点、本特別委員会算定書は、対象者の株価算定において純資産法を採用していないものの、本取引は対象者の収益基盤・事業基盤を強化して対象者の中長期的な企業価値の向上を目指すものであり、対象者は保有する不動産等の売却を予定していないから、対象者株式の株式価値算定において純資産法を採用していないことを、不合理であると評価することはできない。当該各算定方法に基づく算定結果は、経験豊富な第三者算定機関であるブルータスにより算定されたものであり、対象者株式1株当たりの株式価値の算定結果にも不合理な点は認められない。さらに、上記算定方法及びその結果の前提となる財務予測や前提条件等についても、いずれも不合理な点は認められない。以上より、本特別委員会算定書には信頼性が認められると評価できる。 本公開買付価格である8,364円は、信頼性の認められる本特別委員会算定書における市場株価法による算定結果のレンジの上限を上回っており、また、同書におけるDCF法による算定結果のレンジの上限を上回っていることからすれば、本公開買付価格は本特別委員会算定書における株式価値算定の結果との関係で妥当な範囲内にあると評価できる。 また、本公開買付価格のプレミアム水準は、経済産業省がM&A指針を公表した2019年6月28日以降、2024年8月7日までに公表され成立した非公開化を目的とするMBO事例63件におけるプレミアム水準の平均値（野村證券によれば、本公開買付けの公表日の前営業日の株価に対して41.80%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して44.91%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して48.21%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して48.72%とのことである。）を上回る水準のプレミアムが確保されていることからすれば、本公開買付価格は、本取引の実行によって対象者に実現される株式価値が相当程度反映されたものであると評価できる。 そして、本公開買付価格については、2024年4月8日以降、対象者と石井氏及び公開買付者との間で複数回にわたり協議及び交渉が重ねられた。本特別委員会は、対象者からかかる対象者と石井氏及び公開買付者との間の協議及び交渉状況について逐次報告を受け、本特別委員会としての意見を表明するなどしており、本特別委員会として本公開買付価格に係る交渉過程に実質的に関与している。以上の本取引に係る交渉経過等において、透明性や公正性を疑わせるような事情も認められず、本公開買付価格は、本特別委員会が実質的に関与した上で実施された対象者と石井氏及び公開買付者との間の再三に亘る協議・交渉の結果として提案された価格であると共に、当初提案額（対象者株式1株につき、6,908円）から8,364円と大幅に増額されたものであって、真摯な交渉によって決定された価格であると評価できる。 以上より、本公開買付けにおける公開買付価格の公正性・妥当性は確保されていると評価することができる。
--	---

	また、本取引に係る本公開買付価格以外の取引条件としても、本取引のスキームは、上記のとおり本取引と同様の効果を生じさせることが期待できる本取引以外の代替手段は想定されないことに鑑みても、また、対象者の少数株主にとって適切な投資回収の機会を与えるという意味からも、合理的なものであると評価できる。そして、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日と設定する予定とのことであること、公開買付者及び対象者は、対象者が対象者株式について公開買付者以外の者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っていないこと等を踏まえると、対抗的な買付け等の機会が確保されているといえ、本取引における間接的なマーケット・チェックは相応に機能するものと評価できる。 加えて、公開買付者は、本公開買付けにおいて、2,319,400株（所有割合：66.67％）を買付予定数の下限として設定しており、これは公開買付者と重要な利害関係を有さない対象者の株主が所有する対象者株式の数に係る議決権の数の過半数に相当する株式数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）」を上回るものとなるため、上記下限の設定は、実質的に「マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）」に相当する買付予定数の下限の設定として、本取引に係る手続の公正性を確保するものであり、公正性担保措置として有効に機能していると評価できる。 さらに、本取引では、公開買付者が対象者株式の全てを取得することが前提とされており、対象者の株主に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用されないこと、また、少数株主が本公開買付け又は本公開買付けの成立後に行われる対象者の本スクイズアウト手続のいずれによって対価を得たとしても、本公開買付価格と同額の対価を得ることが確保されていることが対象者プレスリリース及び本意見表明報告書を始めとする開示資料において明らかにされる予定であることを踏まえれば、本取引において強圧性は排除されていると認められる。 その他、本取引に係る本公開買付価格以外の条件についても、同種・同規模の取引条件と比較して不合理なものではないと考えられ、取引条件が公正性・妥当性を欠くものとは認められない。 以上より、本取引の取引条件の公正性・妥当性は確保されていると考えられる。 本取引に係る手続の公正性 対象者は、本取引がいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当し、石井氏と対象者又は対象者の少数株主との間には構造的な利益相反及び情報の非対称性の問題が存することに鑑み、本取引の公正性を担保し、対象者の企業価値の向上及び対象者の少数株主の利益の確保を目的として、2024年3月14日開催の対象者取締役会の決議に基づき、本特別委員会を設置した。本特別委員会は、M&A指針において特別委員として最も適任であるとされている社外取締役3名（うち2名は監査等委員でもある）という構成で設置されており（但し、設置後、井本憲邦氏は同年6月27日付で対象者の独立社外取締役・監査等委員を退任し、當眞瑞代氏は同日付で対象者の監査等委員である取締役に就任した。）、本特別委員会の委員はいずれも石井氏及び対象者から独立している。
--	---

以上に加え、対象者は、本特別委員会の設置を決議した取締役会において、本特別委員会に対して本諮問事項に対する答申を依頼すると共に、()本取引に係る対象者取締役会の意思決定については本特別委員会の答申内容を最大限尊重して行うこと、及び、()本特別委員会が本取引の実施又は取引条件が妥当でないと判断した場合には、本公開買付けに賛同しないことを決議した。さらに、本特別委員会は、対象者取締役会から、(a)対象者が公開買付者との間で行う交渉の過程に実質的に関与する権限(必要に応じて、公開買付者との交渉方針に関して指示又は要請を行うこと、及び、自ら公開買付者と交渉を行うことを含む。)、(b)本取引に関して、必要に応じて、本特別委員会が自ら財務若しくは法務等のアドバイザーを選任し(この場合の費用は対象者が負担する。)、又は、対象者が選任するアドバイザーを指名若しくは承認(事後承認を含む。))し、専門的助言を求める権限、並びに、(c)対象者の役職員に対して、本特別委員会への出席を要求し、また、本諮問事項の検討及び判断に必要な情報の提供を要求する権限の各権限を付与されている。

したがって、本特別委員会は、特別委員として適格な者により構成され、適切な判断をすることが可能な設計とされており、かつ、対象者における本取引に関する意思決定に実質的に関与できる機会が確保されているといえる上に、実際にも、本特別委員会における審議は慎重かつ適切に行われており、本特別委員会として本取引の交渉過程に実質的に関与していたものといえることから、本特別委員会の設置及び審議等については、本取引に係る手続の公正性を確保するものであり、公正性担保措置として有効に機能していると評価できる。

本公開買付けにおいて、対象者は、岩田合同法律事務所から受けた法的助言及び野村證券から受けた財務的見地からの助言並びに野村證券から提出を受けた対象者算定書の内容を踏まえつつ、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討を行っているとのことである。

対象者は、石井氏による対象者に対するデュー・ディリジェンスへの対応、事業計画の検討及び作成、本取引後の対象者の経営方針の検討といった対象者における本取引の検討、交渉及び判断に関しては、公開買付者の代表取締役社長である石井氏及び公開買付者の事務手続を補助する立場にある対象者従業員1名を関与させないこととした上で、石井氏及び公開買付者からの独立性の認められる役職員のみからなる検討体制を構築し、本特別委員会と共に、対象者と石井氏及び公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程、及び対象者株式の価値評価の基礎となる対象者の事業計画の作成過程に専属的に関与しており、本公開買付けの公表日までかかる取扱いを継続しているとのことである。

以上より、対象者は、石井氏及び公開買付者から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を構築しているものといえ、かかる体制は、本取引に係る手続の公正性を確保するものであり、公正性担保措置として有効に機能していると評価できる。

対象者は、本取引に関して、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券を、本特別委員会独自の第三者算定機関としてブルータスを、リーガル・アドバイザーとして岩田合同法律事務所をそれぞれ選任し、本取引の諸手続や本公開買付価格を含む本取引の条件等の公正性・妥当性を確保するため、対象者及び本特別委員会は必要かつ十分な助言等を得ている。また、いずれも公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していない。なお、本取引に係る野村證券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているが、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合であっても対象者に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるものではないと認められる。また、本取引に係るブルータス及び岩田合同法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないことから、かかる報酬体系がブルータス及び岩田合同法律事務所の独立性の判断等に影響を与えるものではないと考えられる。

	したがって、野村證券、ブルー・タス及び岩田合同法律事務所の選任及び承認並びにこれらによる助言等は、本取引に係る手続の公正性を確保するものであり、公正性担保措置として有効に機能していると評価できる。 本取引では、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日と設定する予定とのことであり、また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っていないとのことである。これらの措置等を踏まえると、対抗的な買付け等の機会が確保されているといえ、本取引における間接的なマーケット・チェックは相応に機能するものと評価できる。 以上に加え、本取引では、対象者の少数株主が本取引について評価・判断するに当たり、適切な情報が提供される予定であると認められることや、公開買付者は、本公開買付けにおいて、2,319,400株（所有割合：66.67%）を買付予定数の下限として設定しており、これは公開買付者と重要な利害関係を有さない対象者の株主が所有する対象者株式の数に係る議決権の数の過半数に相当する株式数、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）を上回るものとなるため、上記下限の設定は、実質的にマジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）に相当する買付予定数の下限の設定として、本取引に係る手続の公正性を確保するものであり、公正性担保措置として有効に機能していると評価できること、本取引では、公開買付者が対象者株式の全てを取得することが前提とされており、対象者の株主に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用されず、また、少数株主が本公開買付け又は本公開買付けの成立後に行われる対象者の本スクイズアウト手続のいずれによって対価を得たとしても、本公開買付価格と同額の対価を得ることが確保されていることが対象者プレスリリース及び本意見表明報告書を始めとする開示資料において明らかにされる予定であることを踏まえれば、本取引において強圧性は排除されていることが認められる。 本取引においては、以上の各公正性担保措置が講じられており、本取引に係る手続の公正性は確保されていると考えられる。 本取引を行うことが対象者の少数株主にとって不利益でないか 上記のとおり、本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであり、その目的は正当性・妥当性を有すると認められること、本公開買付けにおける公開買付価格を含め、本取引の取引条件の公正性・妥当性は確保されていると考えられること、本取引に係る手続の公正性は確保されていると考えられることからすると、本取引を行うことは対象者の少数株主にとって不利益ではないと考えられる。 対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決定することの是非 上記のとおり、本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであり、その目的は正当性・妥当性を有すると認められること、本公開買付けにおける公開買付価格を含め、本取引の取引条件の公正性・妥当性は確保されていると考えられること、本取引に係る手続の公正性は確保されていると考えられること、本取引を行うことは対象者の少数株主にとって不利益ではないと考えられることからすると、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決定することは妥当であると考えられる。
--	--

特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

本特別委員会は、本諮問事項について検討するにあたり、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の妥当性を確保するために、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてブルータスに対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2024年8月7日付で本特別委員会算定書を取得しているとのことです。また、本特別委員会は、以下に記載のとおり、公開買付者及び対象者において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施していることから、ブルータスから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。対象者取締役会は、2024年8月8日、本特別委員会から本答申書の提出を受けた際、併せて本特別委員会算定書の提出を受けており、本特別委員会算定書の内容も踏まえて、下記「対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」に記載の決議を実施したとのことです。なお、ブルータスは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

また、本特別委員会において、ブルータスの独立性に問題がないことが確認されているとのことです。上記「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、複数の第三者算定機関の候補者の独立性及び専門性・実績等を検討の上、ブルータスを独自の第三者算定機関として選任しているとのことです。また、本取引に係るブルータスの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

ブルータスは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから市場株価法を、対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにDCF法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行い、本特別委員会はブルータスから2024年8月7日に本特別委員会算定書を取得したとのことです。

本特別委員会算定書によると、上記各手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法：2,842円から3,055円

DCF法：7,666円から8,108円

市場株価法では、基準日を2024年8月7日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日終値2,933円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値3,055円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値2,897円、直近6ヶ月間の終値の単純平均値2,842円を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を2,842円から3,055円までと算定しているとのことです。

DCF法では、不動産事業については主として鑑定評価額に依拠しつつ、個々の物件の時価を積算することにより評価し、鉄構事業については対象者がブルータスに提供した対象者の2025年3月期から2027年3月期までの事業計画を基にした鉄構事業に関する財務予測、直近までの業績の動向に基づき、対象者が生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて計算した上で、対象者の企業価値や株式価値を計算し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を7,666円から8,108円までと算定しているとのことです。なお、鉄構事業の算定に用いた割引率は加重平均資本コスト（WACC：Weighted Average Cost of Capital）とし、5.5%～7.3%を採用しているとのことです。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長率法を採用し、永久成長率は0%として算定しているとのことです。

ブルータスが、DCF法の算定の前提とした対象者の鉄構事業に基づく財務予測は、以下のとおりとのことです。なお、ブルータスがDCF法による算定に用いた対象者作成の事業計画については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はないとのことです。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、当該事業計画には加味されていないとのことです。

(単位：百万円)			
	2025年3月期	2026年3月期	2027年3月期
売上高	9,800	10,400	11,500
営業利益	300	490	560
E B I T D A	222	452	554
フリー・キャッシュ・フロー	▲1,643	▲751	▲789

プルータスは、対象者株式の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、対象者の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣による主導の下で、現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。なお、上記の事業計画は、石井氏及び公開買付者から独立した対象者関係者による主導の下で作成されており、作成過程において公開買付者が関与した事実はないとのことです。本特別委員会は、対象者が本取引のために当該事業計画を作成するにあたり、事業計画案の内容及び重要な前提条件等について説明を受けると共に、最終的な当該事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について合理性を確認し、承認をしているとのことです。

対象者における独立した検討体制の構築

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、2024年3月に、構造的な利益相反の問題を排除し、対象者の少数株主の皆様の利益を確保する観点から、石井氏から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者の社内に構築したとのことです。

具体的には、岩田合同法律事務所の助言を踏まえ、2024年3月5日に石井氏から本取引に関する協議・交渉の申入れを受けた時以降、本取引に係る検討、交渉及び判断の過程に、公開買付者の代表取締役社長である石井氏及び公開買付者の事務手を補助する立場にある対象者従業員1名を関与させないこととした上で、公開買付者からの独立性の認められる役職員のみからなる検討体制を構築し、本特別委員会と共に、対象者と公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程、及び対象者株式の価値評価の基礎となる対象者の事業計画の作成過程に専属的に関与しており、本公開買付けの公表日までかかる取扱いを継続しているとのことです。

上記体制の下、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、リーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所から受けた法的助言並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券から取得した対象者算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行ったとのことです。対象者は、「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の検討を行った結果、本取引が対象者の企業価値向上に資するものであり、かつ本公開買付価格を含む本取引に係る諸条件が妥当なものであると判断したとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

対象者は、野村證券から受けた財務的見地からの助言及び野村證券から取得した対象者算定書、岩田合同法律事務所から得た法的助言、公開買付者との間で実施した、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」記載の複数回にわたる継続的な協議の内容及びその他の関連資料を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、並びに本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものであるかについて、慎重に協議・検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2024年8月8日開催の取締役会において、対象者の事業環境及び業績等を踏まえると、公開買付者の提案する新工法の開発や施工能力の強化に取り組むための積極的な研究開発、他社との連携強化を通じた先端技術の取り込み、人材の育成と最適な配置による企業競争力向上やコスト競争力の強化等の構造改革といった各施策の実行を通じた経営改革を行うことで、対象者の経営基盤の強化・安定、売上及び利益の増加、新たな収益機会の拡大、並びに対象者の収益力の向上が可能になり、その結果として対象者の企業価値向上に資すると考えられ、かかる施策の実施には機動的かつ柔軟な経営体制の構築が望ましいことから、本取引が対象者の企業価値向上に資するものであると共に、対象者算定書の算定結果、本公開買付価格のプレミアム水準、公開買付者との交渉過程並びに本公開買付価格の決定プロセス等に照らし、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すると共に、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを、審議及び決議に参加した対象者の取締役（取締役合計6名のうち、石井氏を除く取締役5名）の全員一致で決議したとのことです。

上記の取締役会においては、対象者の代表取締役社長である石井氏は、公開買付者の代表取締役社長であり本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定していることから、本取引において特別の利害関係を有しており、対象者との間で利益が相反する可能性があることから、審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉には一切参加していないとのことです。

マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）に相当する数を上回る買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて2,319,400株（所有割合：66.67%）を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,319,400株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。上記「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、当該株式数は、公開買付者と重要な利害関係を有さない対象者の株主が所有する対象者株式の数に係る議決権の数の過半数に相当する株式数、すなわち、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）を上回る株式数となります。これにより、公開買付者と重要な利害関係を有さない対象者の株主が所有する対象者株式の数に係る議決権の数の過半数に相当する株式数の応募が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。公開買付期間を法令に定められた最短期間よりも長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保すると共に、対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しています。

	また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。
--	---

(注1) 野村證券は、株式価値の算定に際して、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていないとのことです。また、対象者の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて、対象者から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については対象者の経営陣（但し、石井氏及び公開買付者から独立した者に限ります。以下同じです。）による主導の下で、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としているとのことです。

(注2) 2025年3月期に係る数値は、いずれも同事業年度第2四半期会計期間以降の2024年7月1日から2025年3月31日までの期間に係るものとのことです。

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	3,479,116 (株)	2,319,400 (株)	— (株)
合計	3,479,116 (株)	2,319,400 (株)	— (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,319,400株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,319,400株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数である3,479,116株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者第1四半期決算短信に記載された2024年6月30日現在の対象者の発行済株式総数（3,784,000株）から、対象者から報告を受けた2024年8月8日現在の対象者が所有する自己株式数（304,884株）を控除した株式数（3,479,116株）です。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	34,791
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2024年8月9日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年8月9日現在)(個)(g)	1,501
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2024年3月31日現在)(個)(j)	34,647
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))\times 100)$)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(3,479,116株)に係る議決権の数です。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年8月9日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年8月9日現在)(個)(g)」を分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2024年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が2024年6月27日に提出した第158期有価証券報告書に記載の直前の基準日(2024年3月31日)に基づく総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第1四半期決算短信に記載された2024年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(3,784,000株)から、対象者から報告を受けた2024年8月8日現在の対象者が所有する自己株式数(304,884株)を控除した株式数(3,479,116株)に係る議決権の数(34,791個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載する等の方法により、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

オンライントレード（<https://trade.smbcnikko.co.jp/>）（以下「日興イーजीトレード」といいます。）による応募株主等は、日興イーजीトレードログイン後、画面より「日興イーजीトレード 公開買付け取引規程」を確認のうえ所要事項を入力し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください。なお、日興イーजीトレードによる応募の受付には、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）における日興イーजीトレードのご利用申込みが必要です。

応募に際しては、応募株主口座に応募株券等が記録されている必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を通じた応募の受付は行われません。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります（注1）。口座を開設される場合には、本人確認書類の提出及び個人番号（マイナンバー）又は法人番号の告知（注2）を行っていただく必要があります。

外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注2）をご提出いただく必要があります。なお、日興イーजीトレードにおいては、外国人株主等からの応募の受付を行いません。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注3）の適用対象となります。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等（対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。）については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してから受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から応募株主口座へ振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

（注1） 口座開設に際し、個人株主は原則としてご印鑑が不要です。未成年、成年後見人制度をご利用の個人株主や、法人株主等が口座を開設される場合はご印鑑が必要です。また、既に開設されている応募株主口座のご登録内容の変更をされる場合等には、ご印鑑が必要となる場合があります。

（注2） 本人確認書類の提出及び個人番号（マイナンバー）又は法人番号の告知について
公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が新規に口座を開設し常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類及び番号確認書類等が必要になります。有効期限の定めのあるものはその期限内のものを、定めのないもの（通知カードは除く。）は6ヶ月以内に作成されたものをご用意ください。本人確認書類及び番号確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

<個人>

A．番号確認書類 (いずれか1点)	個人番号カード(両面)(1)	
	通知カード	
	住民票の写し(個人番号あり)(2)	
B．本人確認書類 (写真あり1点又は写真なし2点)	写真あり	運転免許証(運転経歴証明書)(3)
		在留カード
		特別永住者証明書
		パスポート(4)
		各種福祉手帳
	写真なし	各種健康保険証(3)
		公務員共済組合の組合員証(3)
		国民年金手帳
		印鑑証明書
		住民票の写し(2)

<法人>

A．本人確認書類 (いずれか1点)	履歴事項全部証明書
	現在事項全部証明書
B．番号確認書類 (いずれか1点)	法人番号指定通知書
	法人番号情報(5)
C．口座開設取引担当者(代表者等)個人の本人確認書類 (いずれか1点)	運転免許証(3)
	個人番号カード(表)
	各種健康保険証(3)
	公務員共済組合の組合員証(3)
	パスポート(6)

- (1) 番号確認書類として個人番号カードをご用意いただく場合、別途本人確認書類のご用意は不要です。
- (2) 発行者の印、発行日が記載されているページまで必要となります。
- (3) 裏面に住所が記載されている場合は、裏面まで必要となります。
- (4) 住所、氏名、生年月日の確認ができる各ページが必要となります。なお、2020年2月4日以降発行のパスポートはご住所欄が無いため、ご利用できません。
- (5) 法人番号情報は、国税庁HPの「法人番号公表サイト」より法人番号が表示される画面を印刷してください。
- (6) 2020年2月4日以降発行のパスポートはご住所欄が無いため、別途、現住所が記載されている「本人確認書類1点」又は「納税証明書等の補完書類1点」の写しをご提出いただく必要があります。

<外国人株主等>

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。)の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

- (注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)
個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付する等の方法によりお手続きください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。

なお、日興イーजीトレードにおいて応募された契約の解除は、日興イーजीトレードログイン後、画面に記載される方法に従い、公開買付期間の末日の15時30分までに解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
(その他のS M B C日興証券株式会社国内各営業店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	29,099,326,224
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(円)(b)	100,000,000
その他(円)(c)	4,500,000
合計(円)(a)+(b)+(c)	29,203,826,224

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(3,479,116株)に、本公開買付価格(8,364円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
-	-
計(a)	-

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計				-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計			-

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	銀行	株式会社三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目1番2号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) (1) タームローン A 借入期間: 7 年(分割返済) 金利: 全銀協日本円TIBOR に基づく変動金利 担保: 対象者株式等 (2) タームローン B 借入期間: 7 年(期限一括返済) 金利: 全銀協日本円TIBOR に基づく変動金利 担保: 対象者株式等 (3)ブリッジローン A 弁済期限: 本スキーズアウト 手続の完了期限と同日又は本スキーズ アウト手続の完了日のいずれか早い方の 日(期限一括返済) 金利: 短期プライムレート に基づく固定金利 担保: 対象者株式等 (4)ブリッジローン B 借入期間: 12ヶ月(期限一括返済) 金利: 短期プライムレート に基づく固定金利 担保: 対象者株式等	(1) タームローン A 3,085,000 (2) タームローン B 10,328,000 (3)ブリッジローン A 500,000 (4)ブリッジローン B 1,000,000
計(b)				14,914,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、三井住友銀行から14,914,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2024年8月8日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが定められる予定です。上記金額には、本取引に要する資金のほか、対象者及びその連結子会社の既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てることができる資金が含まれています。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
石井宏治氏による優先株式の引受けによる出資	16,499,000
計(d)	16,499,000

（注） 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、石井宏治氏から公開買付者に対して16,499,000千円を上限として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2024年8月8日付で取得しております。公開買付者は石井宏治氏の銀行預金の預金通帳の写しにより、石井宏治氏が出資義務を負う金額以上の現預金を有していることを確認しております。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

31,413,000千円（(a) + (b) + (c) + (d)）

（３）【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

（１）【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（２）【決済の開始日】

2024年9月30日（月曜日）

（３）【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イーजीトレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（４）【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(2,319,400株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(2,319,400株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第 2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	概要
2024年 4 月	商号を株式会社可成屋とし、本店所在地を東京都武蔵野市、資本金を50万円とする株式会社として設立
2024年 8 月	東京都中央区月島三丁目26番11号に本店移転

(注) 2024年 8 月 6 日現在の公開買付者の所在地は東京都武蔵野市であるところ、2024年 8 月 7 日付で東京都中央区月島三丁目26番11号に本店を移転しており、本書提出日現在、当該所在地の変更について登記申請手続中です。

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

- 1 . 有価証券の取得、保有、運用、管理及び売買
- 2 . 経営コンサルティング業
- 3 . 前各号に附帯関連する一切の事業

事業の内容

公開買付者は、対象者の株券等を取得及び所有することを事業の内容としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

2024年 8 月 9 日現在

資本金の額 (円)	発行済株式の総数 (株)
500,000	100

【大株主】

2024年 8 月 9 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己 株式を除く。) の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
石井 宏明	東京都渋谷区	100	100.00
計	-	100	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

2024年 8 月 9 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 （株）
代表取締役 社長	—	石井 宏明	1969年 2 月20日	1996年 4 月 清水建設株式会社入社	100
				2006年 5 月 対象者入社 対象者顧問	
				2006年 6 月 対象者取締役 対象者執行役員鉄構事業 部副事業部長	
				2009年 4 月 対象者執行役員鉄構事業 統括副本部長兼営業本部 長	
				2012年 7 月 対象者常務取締役鉄構事 業統括副本部長兼営業本 部長	
				2015年 4 月 対象者常務取締役鉄構事 業統括本部長	
				2019年 6 月 対象者常務取締役鉄構事 業統括本部長兼社長補佐	
				2020年 4 月 対象者専務取締役 対象者社長補佐兼全社管 掌	
				2021年 4 月 対象者社長補佐兼全社管 掌兼経営企画本部長	
				2022年 2 月 対象者社長補佐兼全社管 掌兼経営企画本部長兼鉄 構事業本部長	
				2023年 3 月 対象者代表取締役社長経 営企画本部長兼鉄構事業 本部長	
				2023年 4 月 対象者代表取締役社長経 営企画本部長（現職）	
				2023年 5 月 アイアイダブリュー・エ ンジニアリング・カンパ ニー・センディリアン・ パハード代表取締役社長 （現職） アイアイダブリュー・シ ンガポール・プライベ イト・リミテッド代表取締 役社長（現職）	
				2024年 8 月 公開買付者代表取締役社 長（現職）	
計					

（注） 2024年 8 月 6 日現在の公開買付者の代表取締役社長は佐竹祥介氏であるところ、2024年 8 月 7 日付で佐竹祥介氏が代表取締役社長の地位を辞任し、石井氏が公開買付者の代表取締役社長に就任しており、本書提出日現在、当該代表取締役の変更について登記申請手続中です。

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、2024年 4 月11日に設立された株式会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第 3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2024年 8 月 9 日現在)

	所有する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 2 号に該当する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 3 号に該当する株券等の数
株券	1,501 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	1,501	-	-
所有株券等の合計数	1,501	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注 1) 上記「所有する株券等の数」には、特別関係者が対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式 113株 (小数点以下切捨て) に係る議決権の数 1 個を含みます。

(注 2) 上記「所有する株券等の数」には、特別関係者が所有する本譲渡制限付株式9,701株 (所有割合 : 0.21%) に係る議決権の数97個が含まれております。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(2024年 8 月 9 日現在)

	所有する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 2 号に該当する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 3 号に該当する株券等の数
株券	- (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	-	-	-
所有株券等の合計数	-	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計) 】

(2024年 8 月 9 日現在)

	所有する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 2 号に該当する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 3 号に該当する株券等の数
株券	1,501 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	1,501	-	-
所有株券等の合計数	1,501	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注 1) 上記「所有する株券等の数」には、特別関係者が対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式 113 株 (小数点以下切捨て) に係る議決権の数 1 個を含みます。

(注 2) 上記「所有する株券等の数」には、特別関係者が所有する本譲渡制限付株式 9,701 株 (所有割合 : 0.21%) に係る議決権の数 97 個が含まれております。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】
【特別関係者】

(2024年 8 月 9 日現在)

氏名又は名称	石井 宏治
住所又は所在地	東京都中央区月島三丁目26番11号（対象者所在地）
職業又は事業の内容	対象者 名誉会長
連絡先	連絡者 株式会社石井鐵工所 連絡場所 株式会社石井鐵工所 経営管理本部経理部長 渡辺 修行 電話番号 03-6423-8134（ダイヤルイン）
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の親族（父）

(2024年 8 月 9 日現在)

氏名又は名称	石井 宏明
住所又は所在地	東京都中央区月島三丁目26番11号（対象者所在地）
職業又は事業の内容	公開買付者 代表取締役社長 対象者 代表取締役社長
連絡先	連絡者 株式会社石井鐵工所 連絡場所 株式会社石井鐵工所 経営管理本部経理部長 渡辺 修行 電話番号 03-6423-8134（ダイヤルイン）
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者に対して特別資本関係を有する個人

【所有株券等の数】

石井 宏治

(2024年8月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,290 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	1,290	-	-
所有株券等の合計数	1,290	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

石井 宏明

(2024年8月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	211 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	211	-	-
所有株券等の合計数	211	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、特別関係者が対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式113株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数1個を含みます。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、特別関係者が所有する本譲渡制限付株式9,701株(所有割合:0.21%)に係る議決権の数97個が含まれております。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

対象者の第8位株主（2024年3月31日時点）であり、対象者名誉会長である石井宏治氏（所有株式：129,082株、所有割合3.71%）が所有する対象者株式の全て及び石井氏（所有株式：21,037株、所有割合0.60%）が所有する本譲渡制限付株式を除く対象者株式11,336株（応募予定株式数の合計：140,418株、所有割合：4.04%）について、本応募契約を口頭で締結しております。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本公開買付への賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2024年8月8日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明すると共に、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったことです。

上記の対象者取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

(3) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益（当期純損失）	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 スタンダード市場						
月別	2024年2月	2024年3月	2024年4月	2024年5月	2024年6月	2024年7月	2024年8月
最高株価（円）	2,857	2,949	2,847	2,819	2,879	3,225	3,085
最低株価（円）	2,667	2,703	2,707	2,735	2,762	2,827	2,737

（注） 2024年8月については、8月8日までの株価です。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数　株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数 （単位）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合 （％）	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己 株式を除く。) の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己 株式を除く。) の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第157期 (自2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日) 2023年 6 月29日 関東財務局長に提出
事業年度 第158期 (自2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日) 2024年 6 月27日 関東財務局長に提出

【半期報告書】

該当事項はありません。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社石井鐵工所
(東京都中央区月島三丁目26番11号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】

(1)「2025年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2024年8月8日付で対象者第1四半期決算短信を公表しております。当該公表に基づく対象者第1四半期決算短信の概要は以下のとおりです。なお、対象者第1四半期決算短信の内容については、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人のレビューを受けていないということです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況(連結)

会計期間	第1四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年6月30日)
売上高	2,455,083千円
売上原価	1,896,289千円
販売費及び一般管理費	440,391千円
営業外収益	127,018千円
営業外費用	5,592千円
親会社株主に帰属する四半期純利益	149,817千円

1株当たりの状況(連結)

会計期間	第1四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年6月30日)
1株当たり四半期純利益	43.12円
1株当たり配当金	- 円

(2)「2025年3月期期末配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」の公表

対象者は、2024年8月8日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2025年3月期の期末配当予想を修正し、2025年3月期の期末配当を行わないことを決議したということです。

詳細については、対象者が2024年8月8日に公表した「2025年3月期期末配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」をご参照ください。